

福井地方最低賃金審議会 第5回 福井県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日時 令和6年8月5日(金) 13:30~15:00
- 2 場所 福井春山合同庁舎1階 第1共用会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)  
労働者代表委員 3名(定数3名)  
使用者代表委員 2名(定数3名)

4 議題

- (1) 福井県最低賃金の改正決定について
- (2) その他

5 議事要旨

議題(1)について

労働者代表委員からは、

- ・ 県内の消費者物価指数、とりわけ食料品の上昇を考慮する必要がある。前年比では引上げ額は40円相当だが、一昨年を起点として比べると2年間で115円相当の引上げが必要。
- ・ 影響を受ける労働者数をグラフ化すると、時間額1,000円を境に段差が生じており、そこまでは緩やかな増加に見える。目安額の引上げ率は最高だが、当県の影響率を昨年度並みに低く抑えることも考えられる。
- ・ 本県は、実質賃金指数の減少率が47都道府県の中で最も大きいとの報道がある。繰り返しになるが、福井県は大手求人サイトの調べでは、「福井県は最低賃金に比べて物価が相対的に高いことが影響している」とされ、労働者の生計費が厳しい状況にあり、格差の是正は必要。
- ・ 改正額は、福井県最低賃金の引上げ額を55円~56円とし、時間額986円~987円とするよう求める。

旨の発言があった。

使用者代表委員からは、

- ・ 歩み寄りの案として昨年度と同程度の影響率としたいと考えており、影響率は18%に抑えたい。

- ・ 改正額としては、福井県最低賃金の引上げ額を 33 円とし、時間額 964 円とするよう求める。

旨の発言があった。

公益代表委員からは、

- ・ これ以上の議論を尽くしても、双方が合意できる最低賃金を見出すことはできず、公益委員が考える改正額（引上げ額 53 円、時間額 984 円）を提示する。次回までの検討を求める。

旨の発言があり、閉会。

議題（2）について

特になし。